○西播磨水道企業団予定価格事前公表実施要綱

(平成19年6月25日訓令第12号)

改正 平成24年3月30日訓令第10号 平成25年3月26日訓令第4号 平成30年3月30日訓令第3号 令和5年3月31日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西播磨水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する建設 工事及び建設コンサルタント業務(以下「建設工事等」という。)の契約に係る一 般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)において、その予定価 格を入札執行前に公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平25訓令4、平30訓令3·一部改正)

(事前公表)

第2条 企業長は、建設工事等の契約において競争入札に付する場合は、その予定 価格について入札執行前の公表(以下「事前公表」という。)をするものとする。 (平24訓令10、平25訓令4、平30訓令3、令5訓令6・一部改正)

(事前公表する予定価格の内容)

第3条 前条の規定により事前公表する予定価格は、西播磨水道企業団の契約に関する規程(昭和48年管理規程第25号)第5条の規定により定めた予定価格の額か

ら、消費税額に相当する額を控除した額とする。

(平25訓令4、平30訓令3·一部改正)

(事前公表の方法)

第4条 第2条の規定により事前公表する予定価格は、その入札公告に記載するほか、企業団ホームページに掲載するものとする。

(平30訓令3・一部改正)

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。 (平24訓令10、平30訓令3·一部改正)

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第10号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日訓令第6号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。